

最高裁秘書第1606号

平成31年3月29日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成31年1月15日付け（同月17日受付，最高裁秘書第227号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 「第26回「弁護士任官に関する説明会」講師依頼について」と題する文書（片面で1枚）
- (2) 弁護士任官説明会資料（片面で11枚）
- (3) 「第26回「弁護士任官に関する説明会」への講師の派遣について（依頼）」と題する文書（片面で1枚）
- (4) 「第26回「弁護士任官に関する説明会」への講師の派遣について（5月25日付け二弁平成30年司第440号に対する回答）」と題する文書（片面で1枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の(1)及び(3)の各文書には，個人識別情報（氏名）及び公にすると法人等の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（印影等）が記載されており，これらの情報は，行政機関情報公開法第5条第1号及び第2号イに

定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

### 3 開示の実施方法

写しの送付

二弁平成30年司第332号  
2018年(平成30年)5月14日

最高裁判所事務総局

人事局任用課長 馬場俊宏様

第二東京弁護士会(当番)  
会長 笠井直

## 第26回「弁護士任官に関する説明会」講師依頼について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、東京三弁護士会と関東弁護士会連合会(本年度に限り、日本弁護士連合会に共催依頼中です)では、最高裁判所及び法務省にご協力いただき、毎年「弁護士任官に関する説明会」を開催しております。

本年度も任官制度についてご説明をお願いしましたところ、ご多用中にもかかわらずご快諾をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

つきましては、下記のとおりご依頼いたしたく、お願い申し上げます。

敬具

### 記

1. 日 時 2018年(平成30年)9月7日(金)午後4時~午後5時40分  
※当日は午後3時50分までに、弁護士会館5階501会議室にお越しください。
2. 場 所 弁護士会館5階502会議室

説明会終了後、午後6時頃より、日比谷松本楼において懇親会を開催する予定です。ぜひご参加いただきたくご案内申し上げます(会費は無料です)。

懇親会にご出席いただける際は、お手数ではございますが、下記ご回答欄にお名前をご記入いただき、第二東京弁護士会司法調査課：[ ]までファクシミリ([ ])にてご返信くださいますよう、お願い申し上げます。

### 【問合せ先】

第二東京弁護士会司法調査課

TEL: [ ]

ご回答欄 FAX: [ ] (第二東京弁護士会 司法調査課 [ ]宛)

第26回「弁護士任官に関する説明会」の懇親会に 参 加 します。

お名前 馬場俊宏

# 弁護士任官説明会 資料

## 弁護士からの裁判官採用選考要領

### 1 選考を受けることができる者

5年以上弁護士の職にあり、裁判官として少なくとも5年程度は勤務しうる者であって、年齢55歳位までの者。なお、当面、3年以上弁護士の職にある者も選考の対象とする。

### 2 報酬

法曹としての経験年数を考慮して決定する。

### 3 任地

初任地は、本人の希望、家族の状況、受入れ部署の充員状況等を考慮して決定し、その後の任地は、同期の裁判官の例に準ずる。

### 4 選考の内容

#### (1) 書面及び面接による考査

人物及び専門的素養について、書面及び面接による考査を行う。

#### (2) 健康診断

裁判官の職務に耐えられるかどうかについて行う。

#### (3) 身上調査

選考を受けることができる資格の有無及び申込書記載事項の真否について行う。

### 5 採用の形態

#### (1) 短期間の任官

本人の希望があれば、10年に満たない期間を勤務期間として予定した任官を妨げない。ただし、少なくとも5年程度であることを要する。

#### (2) 専門的分野への任官

専門的分野、例えば倒産事件、知的財産権事件、商事事件、家庭事件等の特化した領域の裁判事務を担当する形態での任官希望については、当該分野に関する本人の知識・経験、受入れ部署の実情等を踏まえ検討する。その後の任地、

配置についても、同様とする。

## 6 申込方法

(1) 申込書類を、最高裁判所事務総局人事局に、日本弁護士連合会を經由又は直接提出する。

(2) 申込受付期間 随時。ただし、原則として4月1日付けの採用になるので、当面は、前年の7月1日までに申し込むものとする。

### (3) 申込書類

ア 申込書（所定の様式による。）

イ 履歴書

ウ 弁護士登録期間を証する証明書

エ 戸籍謄本

オ 写真

## 7 その他

この要領1に該当しない者からの裁判官の採用については、従前のおりとする。



10 健康状態（「ある」と答えた場合には、右余白に詳しく記入すること。）	
A 現在の病気	<input type="checkbox"/> ある 病名 <input type="checkbox"/> ない
B 既往症	<input type="checkbox"/> ある 病名 <input type="checkbox"/> ない
C 身体上の障害	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない
11 自分の性格	
長 所 -----	
短 所 -----	
12 得意とする法分野，担当した主な事件，著書及び論文	
13 備 考	
<p>以上のとおり相違ありません。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>氏名（自署） <span style="float: right;">㊟</span></p>	

（記入上の注意）

- 1 黒インクで丁寧に記入し，該当する口にレ印を付してください。
- 2 数字は算用数字を用い，氏名は戸籍どおりに書いてください。
- 3 各項の記入欄が足りないときは，「13 備考」欄に記入してください。



【担当事件リスト】

(所属弁護士会)

弁護士会

(氏名)

(作成日) 平成 年 月 日

番号	係属裁判所	事件番号	事件名	部	係	相手方代理人	相手方代理人連絡先(事務所住所)	備考
		( )						
		( )						
		( )						
		( )						
		( )						
		( )						
		( )						
		( )						
		( )						
		( )						
		( )						

(注) このリストは、裁判官としての適格性を判断する資料を収集するためにのみ使用するものです。

- 1 過去3年の間に担当した事件(現に担当している事件を含む。名前を連ねているだけで実質的に関与していない事件は除く。)を記載する。多数に及ぶ場合には、訴訟事件以外の事件については主なものを記載することで足りる(その場合には、その旨を欄外に記載する。)
- 2 「部」欄には、部名を略記する(記載例・「第一民事部」であれば「1民」と、「刑事第一部」であれば「刑1」と記載する。)
- 3 「係」欄には、係名を略記する(記載例・「イ係」であれば「イ」と記載する。)
- 4 上訴事件の場合は、原審の番号を備考欄に記載する(記載例・「1の控訴審」)。

## 裁判官報酬試算表

区分	報酬	地域手当	扶養手当	初任給 調整手当	月額合計	6月期 期末手当	6月期 勤勉手当	12月期 期末手当	12月期 勤勉手当	年収合計額
判事 1号	1,175,000	235,000			1,410,000	1,241,093	1,886,462	1,538,956	1,886,462	23,472,973
判事 2号	1,035,000	207,000			1,242,000	1,093,218	1,661,692	1,355,591	1,661,692	20,676,193
判事 3号	965,000	193,000			1,158,000	1,019,281	1,549,307	1,263,908	1,549,307	19,277,803
判事 4号	818,000	163,600			981,600	864,012	1,313,299	1,071,375	1,313,299	16,341,185
判事 5号	706,000	141,200			847,200	745,712	1,133,483	924,683	1,133,483	14,103,761
判事 6号	634,000	126,800			760,800	669,662	1,017,887	830,381	1,017,887	12,665,417
判事 7号	574,000	114,800			688,800	606,287	921,557	751,796	921,557	11,466,797
判事 8号	516,000	103,200			619,200	545,025	828,438	675,831	828,438	10,308,132
判事補 1号	421,100	85,520	6,500		513,120	737,445	782,824	845,364	782,824	9,305,897
判事補 6号	304,100	62,120	6,500	30,900	403,620	523,636	377,692	587,754	377,692	6,710,214

(注)

- 1 地域手当の支給割合は、20パーセントとした（東京都23区内）。
- 2 扶養手当は、配偶者のみを扶養しているものとして算出した。
- 3 平成30年4月1日現在の裁判官の報酬等に関する法律等に基づいて作成した。

民 事 調 停 官 採 用 選 考 申 込 書  
家 事

ふりがな 氏名	( 期 )	性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	旧姓(名)	
			年 月 日	改姓(名) 年 月 日
現住所 〒				
電話番号 ( )				
法律事務所の名称				
所在地 〒				
電話番号 ( )				
国家公務員法第38条の各号に該当する事項の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
司法試験(第2次試験)合格年月日 年 月 日				
申込みの動機(調停官の職務に対する考え方, 裁判官への任官の意思など)				
自己紹介(自覚している性格, 長所など)				
得意とする法分野, 担当した主な事件, 著書, 論文				

健康状態		現在の病気、既往症及び障害の詳細			
現在の病気の有無 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない 既往症の有無 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない 身体の障害 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない					
家族状況	氏名	年齢・続柄	職業（勤務先、在学校、学年）	同居・別居	健康状態
希望官職、希望任地及びその理由 <input type="checkbox"/> 民事調停官 <input type="checkbox"/> 家事調停官					
備考					
以上のとおり相違ありません。  平成 年 月 日  氏名（自署）					

（記入上の注意）

- 1 黒インクで丁寧に記入する。
- 2 該当する□に「レ」を記入する。
- 3 各欄の記入枠が足りないときは、備考欄を使用する。



写真台紙

- 1 写真は、最近3箇月以内に撮影したもの(脱帽、正面向き、上半身)とする。
- 2 写真の大きさは、名刺判とする。
- 3 写真は、裏全面にのりを付けてはり付ける。

平成 年 月 日撮影

氏名

二弁平成30年司第440号  
2018年(平成30年)5月25日

最高裁判所事務総局

人事局任用課長 馬場俊宏様

第二東京弁護士会(当番)  
会長 笠井直

第26回「弁護士任官に関する説明会」への  
講師の派遣について(依頼)

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、東京三弁護士会と関東弁護士会連合会(本年度に限り、日本弁護士連合会に共催依頼中)では、例年開催しております「弁護士任官に関する説明会」を下記のとおり開催することにいたしました。

つきましては、ご多用中大変恐縮ですが、弁護士から任官した裁判官1名を説明会に派遣していただきたくお願い申し上げます。

本年度、説明会の担当会が第二東京弁護士会となりますので、当会からご依頼いたします。なお、ご不明な点等がありましたら、担当事務局(宛(TEL))にご連絡いただきたくよろしくお願い申し上げます。 敬具

記

【第26回 弁護士任官に関する説明会】

日時 2018年(平成30年)9月7日(金)午後4時~午後5時40分

※当日は午後3時50分までに、弁護士会館5階501会議室にお越しください。

場所 弁護士会館5階502会議室

※なお、説明会終了後、午後6時頃より、日比谷松本楼において懇親会を開催いたしますので、併せてご参加くださいますようお願いいたします。

以上

15/6

最高裁人任第1517号

平成30年6月4日

第二東京弁護士会会長 殿

最高裁判所事務総局人事局長 堀 田 眞 哉

第26回「弁護士任官に関する説明会」への講師の派遣について

(5月25日付け二弁平成30年司第440号に対する回答)

標記の説明会の講師として、下記の者を派遣します。

記

東京地方裁判所判事 小 川 直 人